

意見書作成までの流れ

児童保護者より
発達相談及び意見書の依頼
があった

かかりつけ医で
児童の状況、状態の記
載が可能な場合

意見書作成をお願いします。
意見書は、封緘し、保護者へお
渡してください。
意見書書式は区役所 HP よりダウ
ンロード可能です

児童の状況、状態の
記載が難しい場合

江戸川区役所 障害者福祉課
愛の手帳相談係へ相談するよう
伝えてください
愛の手帳相談係
(電話 5662-0053)